

# 千葉県報

号外  
令和7年10月29日

告示  
主  
要  
目  
次  
○ 知事指定薬物の指定

告示  
示

## 千葉県告示第五百二十五号

千葉県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十七年千葉県条例第九号)第十一條第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

令和7年10月29日

千葉県知事 熊谷俊人

### 一 知事指定薬物

- 1 N-(2-メチルフェニル)-N-(2-(2-フェニルエチル)ピペリジン-4-イル)プロパンアミド及びその塩類
- 2 2-(2-(4-エトキシフェニル)メチル)-5-メチル-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル-N・N-ジエチルエタン-1-アミン及びその塩類
- 3 3-(2-(ジメチルアミノ)エチル)-1H-インドール-4-イル-プロピオナート及びその塩類
- 4 1から3までに掲げる物のいずれかを含有する物

二 施行期日

令和7年10月30日

購読料

本号

一部

六円

発行

購読申込先

千葉市中央区市場町一番一号

○四三(二二三)二六五八  
千葉県